

第24期 軽井沢町農業委員会 第26回 総会議事録

発言者	内 容
	(開会：13時30分)
青木事務局長	委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第26回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶をお願いいたします。
市村初仁会長	委員の皆様、本日はお集まりいただきありがとうございます。まず最初に新型コロナウイルス感染状況について申し上げますが、長野県内は感染レベル6が継続されています。8月に入りまして、1日には台風の接近もあり大雨警報が発令され一時的な豪雨もございました。その後、日本海側に停滞する前線の影響により天候が変化する日が続いてはおりますが、このような状況下でも日々農作業に従事する皆様の中をお察しいたします。さて、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして農地利用の最適化推進活動の役割がございます。国の農業に関する調査の統計結果からも年々、農業従事者が減少しているのが現在の状況でございます。限られた人材でいかに農地を集約して将来的な農地保全につなげていくか、この課題が農業委員会で解決していく最大のテーマであることを再認識していただき、各地区での見回り等の現場活動を最適化活動の根本的な考えであることをご理解ください。本日、岡沢補佐及び町側より佐藤係長がご出席いただいております。土屋代理からのJA関係も含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。それでは第24期軽井沢町農業委員会第26回総会を開催いたします。
青木事務局長	ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしく申し上げます。
市村初仁議長	規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。
青木事務局長	農業委員総数14名中、13名の出席でございます。坂本雄樹委員より欠席の報告がございました。農地利用最適化推進委員7名中、6名の出席でございます。遠山推進委員より欠席の報告がございました。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。
市村初仁議長	次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号5番の荒井龍介委員と議席番号9番の小宮山忠市委員の2名をお願いします。次に4の事業報告について、事務局より報告願

青木事務局長	ます。
市村初仁議長	「事業報告の説明」
委員	ありがとうございます。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。
市村初仁議長	なし
青木事務局長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題にします、事務局より説明願います。</p> <p>議案第1号番号1について説明をいたします。次第5ページ、補足資料1ページから12ページ、をお願いします。_____でございます。申請人は、_____、_____に_____がある_____、_____です_____の_____は、_____、_____、_____、地目は_____、_____は_____の_____を_____するものでございます。_____でございますが、補足資料3ページに位置図が_____ございますが_____の_____から_____に_____ございます、_____の_____より_____に_____となります。_____ですが、_____は_____で_____を_____おります。申請地は現在、_____としては_____されていないことや、_____の用途地域が_____である為、_____されていること及び_____、_____からの_____であること等、_____としての_____が_____されているので_____を_____として申請するものでございます。_____は_____となります。町の用途地域区分は第_____地域で、農地法による農地区分は、第_____農地になります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____円、_____が_____、_____で_____となっています。資金の_____ですが、_____となり、_____が提出されております。利害関係につきまして、_____されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので該当しません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま</p>

市村初仁議長	次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障について、被害除措置が提出されており、問題ございません。また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではございません。以上により議案第1号番号1については許可できない場合に該当しません。
委員	ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1について担当委員より説明願います。はい、井出推進委員
委員	推進委員の井出が議案第1号番号1について説明します。_____と_____と_____が_____に_____を行いました。申請地は補足資料の3ページに位置図が示されています通り、_____を_____に_____、_____になります。_____としては、_____の_____が_____を_____ということ_____の_____となりました。_____は_____を_____、申請地は_____として_____しております。_____は_____で、そのうちの_____を_____として_____をいたしました。_____には_____をされ、_____には_____が_____にすると_____に、_____、_____や_____、_____につきましては、それぞれ_____をして_____に_____が_____にするとのことです。そして_____の_____は_____とお_____として_____されるとのことです。_____は_____より_____として_____されており_____はもちろん、_____を考えている_____に_____に_____に_____に思われました。_____には_____はなく_____はないのではないかと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。委員、補足説明はございますか。
委員	なし
青木事務局長	ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。（他にございませんでしょうか。）ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手

市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第1号番号2「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」及び議案第3号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号2及び議案第3号番号1についてご説明します。次第5ページ及び7ページ、補足資料13ページから24ページ、27ページから38ページをお願いします。_____でございます。_____となる為、4条と5条の申請が必要となります。まず4条申請ですが_____、_____に住所がある_____です。申請の所在地は、_____、_____、_____、_____、地目は_____は_____、_____が_____、_____、_____、地目は_____は_____、_____で_____を_____するものでございます。</p> <p>場所でございますが、補足資料15ページに位置図がございますが、_____の_____、_____となります。_____でございますが、_____である_____は_____ができず、_____は_____に_____であることから_____もないため、_____もできない_____であります。_____が_____している_____も_____、_____との_____での_____に_____を_____したいものいます。</p> <p>町の用途地域区分は第_____地域で、農地法による農地区分は、第_____農地になります。続いて_____でもご説明したように、_____も_____となる為、_____に_____も行います。_____が_____、_____が_____、_____が_____となります。_____の_____は_____のとおりですので_____いたします。_____は_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____、_____が_____となります。資金の調達方法ですが、_____と_____となり、_____と_____が添付されてございます。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しません、次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、</p>

市村初仁議長	<p>問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号2及び議案第3号番号1については許可できない場合に該当しません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号2及び議案第3号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>議席番号2番依田美和子が議案第1号番号2及び議案第3号番号1についてを説明いたします。_____に_____、_____、_の_____で_____を行いました。場所はさきほど事務局説明のとおりです。_____までは_____が_____を_____いましたが、その後は_____されることなく、_____されておりました。_____は_____になります。_____は_____に_____、こちらに_____はないこと、_____は_____、_____ができないことから、_____、_____、_____を_____ことになったとのことです。_____はありますが、_____がされていないと、_____からの_____から_____はないと判断いたしました。以上の点から_____はないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。委員、補足説明はございますか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号2及び議案第3号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。（他にございませんでしょうか。）ご意見がないようなので、議案第1号番号2及び議案第3号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号2及び議案第3号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号2及び議案第3号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第2号番号1及び2、「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請」につい</p>

青木事務局長

て及び議案第3号番号2及び3農地法第5条第1項]についてを議題にします。事務局より説明願います。

議案第2号番号1及び2議案第3号番号2及び3についてご説明します。

次第6・7ページ、補足資料25ページから26ページ、39ページから57ページをお願いします。

\_\_\_\_\_でございます。当案件については、\_\_\_\_\_がそれぞれ\_\_\_\_\_を受けておりますが、\_\_\_\_\_が\_\_\_\_\_ことや\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_を\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_である為、\_\_\_\_\_をさせていただきます。場所は50ページをご覧ください。\_\_\_\_\_より\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_ほど\_\_\_\_\_や\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_しております。\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_の議案第2号番号1及び議案第3号番号2を説明いたします。補足資料25Pに\_\_\_\_\_が記載されております。\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_は\_\_\_\_\_ですが、\_\_\_\_\_で\_\_\_\_\_により\_\_\_\_\_として\_\_\_\_\_を\_\_\_\_\_ましたが、\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_での\_\_\_\_\_が\_\_\_\_\_となり、\_\_\_\_\_を\_\_\_\_\_を\_\_\_\_\_できなかつたとのことでございます。\_\_\_\_\_も\_\_\_\_\_する\_\_\_\_\_もないことから\_\_\_\_\_ことは\_\_\_\_\_でございます。\_\_\_\_\_である、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_との\_\_\_\_\_したことに伴い、\_\_\_\_\_を\_\_\_\_\_こととなりました。\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_がある\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_は\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_しておりますが、\_\_\_\_\_での\_\_\_\_\_を\_\_\_\_\_があったことから、\_\_\_\_\_をすることとなりました。\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_でございます。\_\_\_\_\_は\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_です。補足資料26ページに\_\_\_\_\_を記載しておりますが、\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_を\_\_\_\_\_ことを目的に\_\_\_\_\_しております。\_\_\_\_\_のとおり、\_\_\_\_\_が\_\_\_\_\_となり、また\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_ことも不\_\_\_\_\_であること\_\_\_\_\_である\_\_\_\_\_との\_\_\_\_\_したことにより、\_\_\_\_\_を\_\_\_\_\_することとなりました。\_\_\_\_\_はさきほどご説明した通りでございます。町の用途地域区分は第\_\_\_\_\_地域で、農地法による農地区分は、第\_\_\_\_\_種農地になります。\_\_\_\_\_は\_\_\_\_\_による\_\_\_\_\_となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、\_\_\_\_\_が\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_が\_\_\_\_\_となります。資金の調達方法ですが、\_\_\_\_\_で\_\_\_\_\_が\_\_\_\_\_されてございます。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月末までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しません、

	<p>次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、周囲に農地等はなく、該当いたしません。また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第2号番号1及び2、議案第3号番号2及び3については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号1及び2、議案第3号番号2及び3について担当委員より説明願います。</p> <p>はい、依田委員</p>
委員	<p>議席番号2番の依田美和子が議案第2号番号1及び2、議案第3号番号2及び3についてを説明いたします。_____、_____、推進委員の井出さんと_____を行いました。さきほど事務局の説明にもありましたが、_____は_____、_____は_____しておりますので、_____であれば_____するところではありますが、_____が_____であることと、_____が_____であることから_____を_____にさせていただきます。場所はさきほど事務局説明のとおりです。_____ですが_____が、_____が_____を_____に_____し、_____に_____により_____を_____する_____でいましたが、_____が_____為、_____を_____できなくなってしまったとのこと。_____の場所でしたがきれいに_____されていたようです。_____、_____が_____を_____たいということで_____をして_____ということです。_____と_____は_____されているのでご確認ください。_____、_____のほうでは_____を_____なのですが、_____、こちらに_____を_____ということで_____をされたそうです。井出推進委員と協議の結果、_____もありませんので、特に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。井出推進委員、補足説明はございますか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号1及び2、議案第3号番号2及び3についてご意見のある方はお願いたします。</p>
委員	<p>なし</p>

市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第2号番号1及び2、議案第3号番号2及び3につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号1及び2、議案第3号番号2及び3を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第2号番号1及び2、議案第3号番号2及び3は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第4号番号4「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第3号番号4についてご説明します。次第8ページ、補足資料58ページから67ページ、をお願いします。_____でございます。_____は_____に_____のある_____、_____です。</p> <p>_____は_____に_____のある_____、_____です。_____の_____は、_____、_____、_____で、地目は_____、_____は_____の_____です。場所でございますが、補足資料60ページに位置図がございますが、_____より_____を_____で_____となります。町の用途地域区分は第_____地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。</p> <p>転用の目的ですが、_____の_____は_____ではありますが、_____でも_____などの_____がある_____であります。_____の_____は_____されており、また_____や_____などが_____、_____の_____も_____されていること等により_____の_____として_____したいものでございます。_____は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____、_____が_____となります。_____資金の調達方法ですが、_____となり、_____が添付されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので問題ございません。</p> <p>次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま。次に(施行規則第57条第5号)の土</p>

<p>市村初仁議長</p>	<p>地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第3号番号4については許可できない場合に該当しません。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第3号番号4について担当委員より説明願います。はい、岩井委員。</p> <p>議席番号13番の岩井が議案第3号番号4についてを説明いたします。_____に_____と_____、_____の_____で_____をしました。場所は_____に_____の_____となり、_____は_____を_____されております。場所はさきほど事務局説明の通りです。_____は_____を_____はありますが、_____には_____することはできません。_____から_____の_____を_____し、_____の_____を_____が_____となります。_____はさきほども説明しましたが_____、_____を_____の_____となります。_____は_____で_____には_____や_____を_____ありますが、_____する_____を行い、_____を_____を_____することです。_____に_____は_____となります。_____には_____、_____もありません。_____など_____に_____であります。_____、本案件について何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ありがとうございました。成田推進委員、補足説明はございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第3号番号4についてご意見のある方は願います。</p>
<p>委員</p>	<p>なし</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>よろしいでしょうか。（他にございませんでしょうか。）ご意見がないようなので、議案第3号番号4につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
<p>委員</p>	<p>挙手</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第3号番号4を原案どおり可決いたしました。よって、議案第3号番号4は、許可相当として県知事に意見書</p>

青木事務局長	<p>を送付します。次に、議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。</p> <p>次第9頁から10項、補足資料は、68頁をお願いします。軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。</p> <p>9月の公告分でございますが、新規が2件、2筆、面積は、5,715㎡、内訳は、田が3,895㎡、畑が1,820㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。それでは、議案第4号、軽井沢町農用地利用集積計画の9月公告分について、ご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。</p> <p>よって、議案第4号軽井沢町農用地利用集積計画9月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。次に6、のその他事項に進みます。</p> <p>(1)のJA関係、で土屋会長代理をお願いします。</p>
土屋会長代理	<p>今月より個々の品目の出荷実績等の説明は省略し、合計のみを申し上げますので詳細は資料にてご確認をお願いします。8月20日現在で数量が285,094ケース、単価が999円、金額が2億8,492万円、前年対比が数量90%、単価108%、金額が97%でまだちょっと前年割れとなっております。野菜の出荷調整ということで、国の緊急需給調整事業がそれぞれの野菜に発令されておまして、そちらについてレタスについては解除され、これから金額が上がる傾向が見られてきているということ、それからキャベツにおいてもこれから回復してきているのではないかとの見込みがあるので、9月には期待をしたいところです。</p> <p>特記の関係ですが今後の事業として第2回の査定会を予定していたんですけども、コロナの感染状況が良くないということで今回、査定会は中止となりました。先ほど申し上げましたけれども、国の緊急調整事業ですがレタスについて8月1</p>

	<p>日から8月10日、ここには8月1日からということで8月分が掲載されていますが、実際には7月11日から廃棄事業が開始されていました。白菜については8月11日から19日、8月21日から31日ということで、現在調整事業が継続されています。キャベツについても8月21日から31日ということで、今現在、発動されておりましてキャベツにおいてもこの軽井沢管内での調整廃棄というのちょっと私が知る限りでもないので、聞いた話では15年振りだということとは聞きました。実施には希望者ですが、圃場の方で廃棄がされています。後出荷状況ですが、レタス類は今現在日量400から500ということで大玉傾向、一箱10キロですが、12玉から14玉ですがこちらが全体で約75%ほど占めております。他産地では小玉傾向ですが、軽井沢では大玉傾向であります。キャベツについては8月上旬に出荷が落ち込んだんですけども、ここにきてだいぶ持ち直してきて、日量だいたい、4000から5000ということです。キャベツについてはここに大玉傾向とは書いてはありますが、実際のところ2L、一箱10キロですが、6玉がだいたい25%、7玉が25%、L、こちらが8玉ですが、6玉がだいたい25%、それ以外が25%という割合です。それとチンゲン菜は学校給食に左右される野菜ですが、学校給食がない間も金額は保たれていたということで、学校給食が始まり市場からの要望がきているということで今後期待したいところです。私のほうからは以上です。</p>
市村初仁議長	JA関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。
委員	なければ次に(2)支援センター関係について岡沢補佐よりお願いいたします。
市村初仁議長	岡沢補佐
岡沢補佐	別紙「気象データ・生育状況・農作業事故等資料説明」
市村初仁議長	ただいまの岡沢補佐からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	なければ次に(3)町関係について佐藤農林振興係長お願いいたします。
佐藤農林振興係長	町からは3点ほどありますが、一点目で農作業事故関係ですが、さきほど岡沢補佐からの説明がありましたので、省略させていただきます。2点目で馬取の前田地区での産地生産基盤パワーアップ事業を活用し、いちご栽培を行う計画でございますが、事業主体より事業は行わなくなった、中止とする連絡がありました。主な理由は栽培に使う水の確保が困難であることや建築確認に係る部分に

	<p>困難があったということ、それと昨今の建築資材の高騰により建築費の増加等が予想され、事業計画を断念したとのこと。大変残念ではございますがそのようなことではございますので、ご承知いただければと思います。次に町議会が昨日より再開されておりますが、昨今の肥料、飼料価格高騰に伴う対策といたしまして、国の地方創成臨時交付金、こちらの方を活用させていただきまして、農業者の皆様を支援する事業の実施に向けて補正予算を計上させていただいております。9月議会が中旬位までになりますけれども、内容が決まりましたら皆様にお示しつつ、事業内容の細かい部分をお話させていただいて事業を進めさせていただきたいと思いますので、皆様のお力添えをいただいで周知をしていきますのでよろしくお願いたします。</p>
市村初仁議長	<p>ただいまの町側からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>なければ次に（４）の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>次第 11 ページをお願いします。 「説明する。」</p>
市村初仁議長	<p>ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>その他、全体を通して何かございますか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>それでは、第 2 4 期軽井沢町農業委員会第 2 6 回総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。</p>
	<p>14 時 45 分</p>